

いなべ市 地域公共交通会議の設置



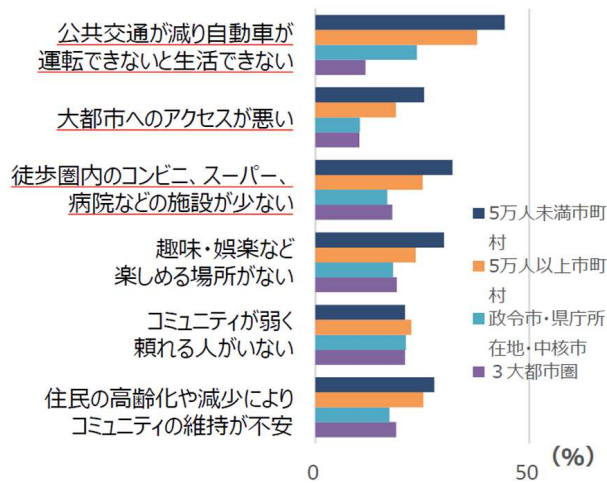
1. 地域公共交通の役割と課題

1

- 人口減少や少子高齢化の進展、運転士等の公共交通を支える担い手不足、地域の移動ニーズの多様化等により、日常生活における移動手段の確保は大きな課題である一方で、鉄道・バス・タクシーといった公共交通の利用者は減少傾向にある。
- そのため交通事業者の多くは赤字経営を余儀なくされ公共交通の存続が危ぶまれる状況である。

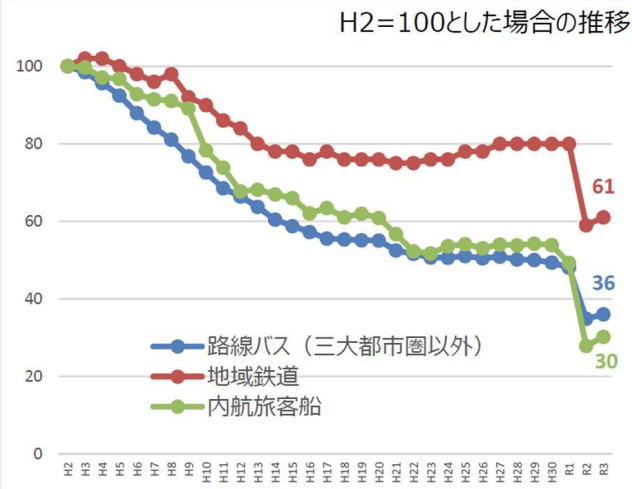
■ 地域における移動の実態

居住地域に対する不安（地域別）



（出典）国土交通省「平成29年度国民意識調査」

路線バス、地域鉄道、内航旅客船の利用者数



（出典）「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」、「船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令」に基づく国土交通省海事局内航課調査より国土交通省作成

図表 I-1-1-40 バス運転手数の将来推計と不足見込み



資料）公益社団法人日本バス協会「国土幹線道路部会ヒアリング資料」

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き_理念編 第4版 p.1／令和5年10月

出典：国土交通白書2025 p.29／令和7年6月24日

1. 地域公共交通の役割と課題

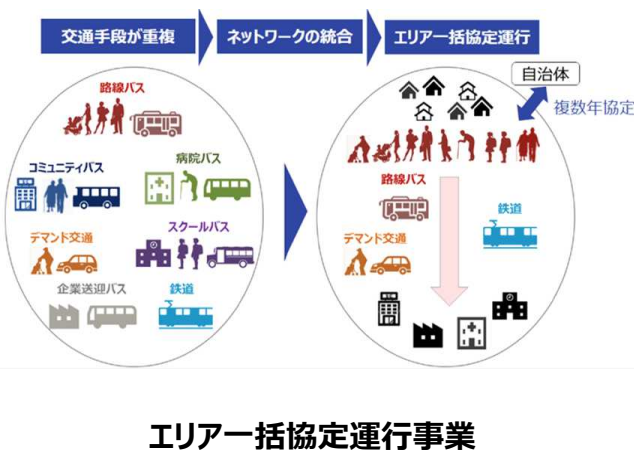
2

- 各地で地域公共交通の持続可能性が危ぶまれている中、従来の仕組みから前向きに転換していく取り組みとして、多様な関係者の共創（連携・協働）の強化が重要となっている。
- 官民や交通事業者間、他分野との連携と協働を進めることにより、運送サービスの利便性・生産性を向上させ、将来にわたる持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保が求められている。

■ 3つの共創

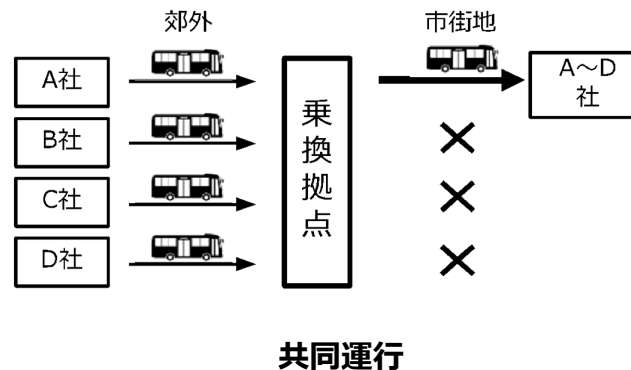
①官と民の共創

一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行



②交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



③他分野を含めた共創

地域交通と様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



2. 本会議の設置目的および位置づけ

3

- ・ 地域公共交通会議では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、いなべ市地域公共交通計画の作成及び実施、道路運送法に基づく、新たな公共交通（コミュニティバス、デマンド交通）導入に向けた関係者との協議を行う。
- ・ 二法の会議体とすることで、地域公共交通計画の作成から地域に必要な新たな公共交通の導入に向けた協議・調整をひとつの会議の中で行うことができる。

■ 法定協議会及び地域公共交通会議の概要

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）	道路運送法施行規則（第4条の2）
主宰者	地方公共団体 （市町村（複数可）または都道府県）	地方公共団体 （市町村（複数可）または都道府県）
目的	・地域公共交通計画の作成 ・計画実施に関した必要な協議の実施	・地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる事項の協議を実施 ・地域の交通計画を作成（任意）
（協調が整った場合）	・連携計画の策定、同計画実施への許認可手続きの簡素化、地方債起債等の特例措置	・コミュニティバス、乗り合いタクシーの許認可等に関する特例の適用を受けることができる
対象モード	鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等	バス・タクシー
参加メンバー	市町村、県、運輸局、交通事業者、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者
参加是非	応諾義務あり	応諾義務なし
協議結果	協議会参加者の尊重義務あり	法律上規定なし
事業実施	行える	行えない

■ 協議による特例事項

地域公共交通会議の協議特例は以下の通り。

■ 協議が調っていることが要件の事項

一般乗合旅客自動車運送事業

- ①路線不定期運行又は区域運行の新設等
- ②タクシー型（乗車定員11人未満）の車両使用
- ③車両数1両から許可
- ④運賃・料金の設定・変更※

※道路運送法第9条4項に基づく運賃協議会、第9条5項に基づく住民等の意見聴取を実施

自家用有償旅客運送

- ⑤自家用有償旅客運送の登録等
- ⑥旅客から収受する対価

■ 協議が調っていることで審査が弾力化される事項

一般乗合旅客自動車運送事業

- ⑦路線新設および営業区域の新設・変更に関する申請の処理期間が短縮
- ⑧路線の休廃止および営業区域の廃止に関する届出の期限緩和
- ⑨クリームスキミング的運行の弾力的な取り扱い

出典：国土交通省中部運輸局 地域公共交通会議等での協議について（令和8年5月時点）

3. 地域公共交通計画

4

- ・ 地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。
- ・ 「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会を開催し、交通事業者や地域の関係者等との協議を重ねることで作成する。



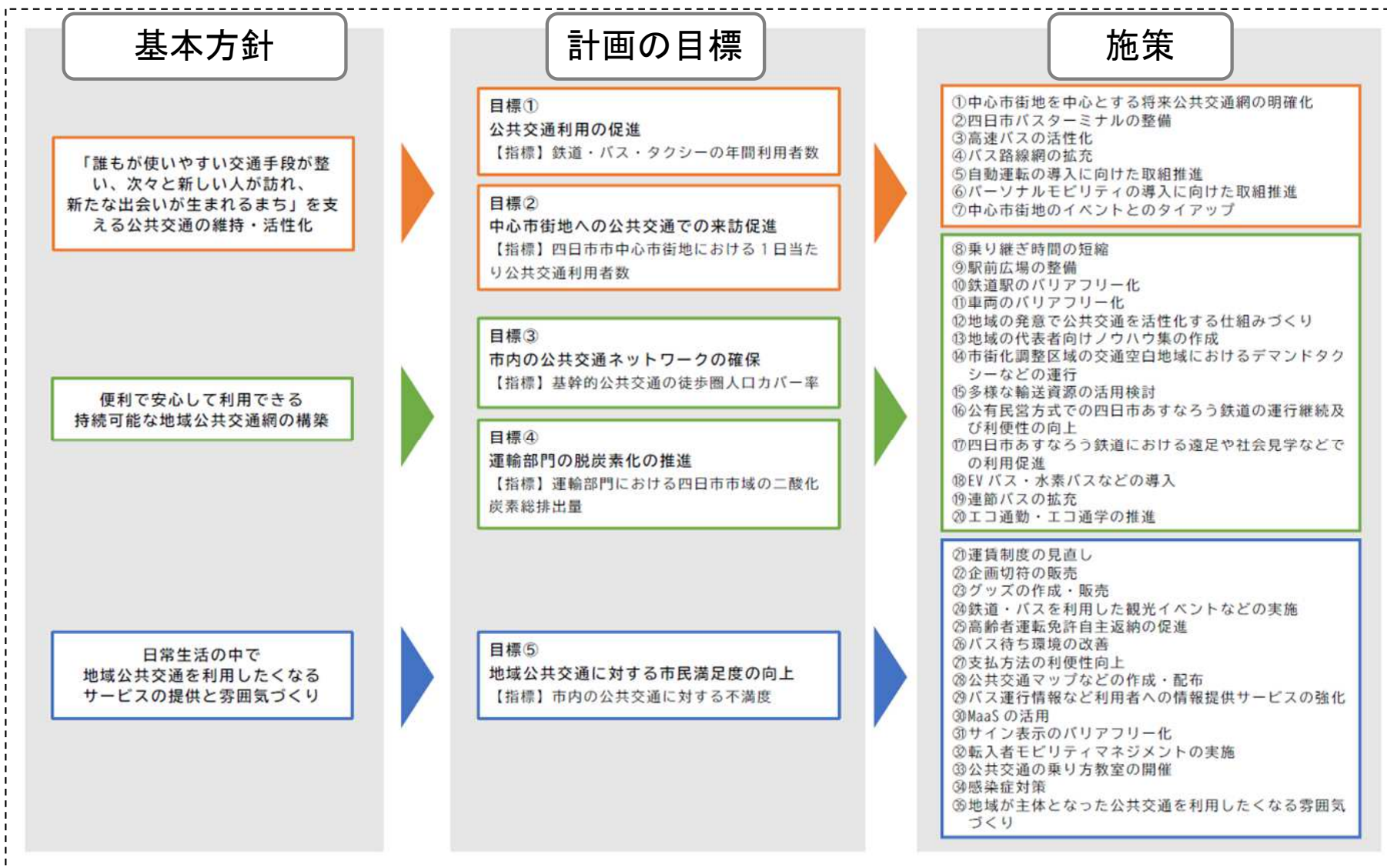
▲地域旅客運送サービスのイメージ

4. 近隣自治体の検討事例

5

- 四日市市の事例では、市における公共交通の課題を踏まえて、市として目指す姿（基本方針や施策）を検討し、地域公共交通計画としてとりまとめ。

■ 近隣自治体（四日市市）の基本方針



5. 本会議の構成員と主な役割

6

- 本会議では、メンバーが地域公共交通の課題を共有化し、その解決のための事業を議論し、事業の実施やモニタリング・評価に関わっていくことが求められることから、課題解決に関わるメンバーの選定を行う。

■ 地域公共交通会議の構成員と主な役割

区分	構成員	主な役割
学識経験者	大学教授	専門家の立場からのアドバイス
公共交通利用者代表	利用者の代表（自治会、老人会等）	公共交通利用者の立場からの意見
公共交通事業者	鉄道、バス、タクシー会社の代表	公共交通運行の当事者の立場からの意見
公共交通事業者の運転者が組織する団体	労働組合の代表	公共交通事業労働者の立場からの意見
道路管理者	三重県、いなべ市	道路管理上の観点からの意見
公安委員会	三重県警察	交通安全上の観点からの意見
運輸局	中部運輸局三重支局	地域の公共交通のあり方についての助言
関係行政機関	三重県	広域的な視点での助言
地方公共団体	いなべ市	市としての方針の提示 関係者との調整・連携等